

千葉看護学会

研究支援金支給事業に関する規程

(趣旨・目的)

第1条

千葉看護学会研究支援金支給事業は、若手研究者育成の一環として、研究を計画している若手研究者に研究支援金を支給することで、若手研究者の研究活動の推進を図ることを目的とする。

(支給金額と人数)

第2条 研究支援金の支給は1件につき10万円、年間最大3名に支給する。

(応募資格)

第3条

応募資格は、以下の条件を全て満たす者とする。

①千葉看護学会会員である者。

千葉看護学会会員とは、申請年度に会員である、なる見込みのある者とする。

②博士の学位を持たない者

博士の学位とは、看護学以外も含むものとする。

③支給を受けた年度より3年以内に千葉看護学会会誌に投稿する者。

(募集と選考方法)

第4条

1. 募集は、毎年1回行う。
2. 研究支援金支給事業運営委員会は、募集要項を千葉看護学会員に公表し、申請者を募る。
3. 応募者は「研究支援金支給事業応募申請書」を若手研究者育成委員会に提出しなければならない。
4. 研究支援金支給事業運営委員会は、応募者より提出された「研究支援金支給事業応募申請書」に基づき審査を行い、研究支援金助成候補者を理事会に提出する。
5. 理事会にて研究支援金受給者を決定する。

(支援金受給者の公表)

第5条 理事会は、選考された研究支援金受給者について、総会ならびに千葉看護学会ホームページ会員サイトにおいて公表する。

(研究支援金の使途報告)

第6条 本事業によって支給された研究支援金には、使途報告義務を課さない。

(研究遂行不能時の給付金の取扱い)

第7条

研究支援金受給者は、申請した研究を3年以内に投稿できない場合、その理由を研究支援金支給事業運営委員会に提出し、理事会で承認を受けなければならない。

第8条 (研究経過の報告)

研究支援金受給者は、別に定められた期日までに研究実施経過報告書(別紙2)を提出しなければならない。

第9条 (研究成果の公表)

研究支援金受給者は、研究支援金受給後3年以内(平成26年度に給付を受けた者は平成28年度内への意)に千葉看護学会会誌に投稿しなければならない。論文には、本事業より支援を受けたことを明記しなければならない。

附則

この規程は、平成26年9月より施行し、平成26年より募集を行う。

平成26年8月22日 制定

平成29年1月20日 改訂